

委員会評価報告書

事業名	地域総合相談支援センター事業	
議会評価	3	改善
【評価説明】 <p>地域総合相談支援センター事業は、在宅介護支援センター機能が前身となり、合併後の周辺対策として、地域の相談窓口機能の低下を防ぎ、専門家による新たな窓口として創設された。地域住民のニーズや不安にワンストップで対応し、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目的に始めた事業である。</p> <p>市内には三重町に2箇所、そのほかは各町に1箇所ずつ、合計8箇所の総合相談支援センターが設置されており、1箇所当たり150万円でそれぞれ社会福祉協議会等の法人に委託している。</p> <p>なお、本事業名としての事業は今年度で廃止し、以降は介護保険特別会計の地域支援事業（国庫事業）の一環として再構築される予定である。よって、委員会では事業内容の再検討と再構築に向けた視点で評価を実施した。</p> <p>総合相談支援を行う事業については、少子高齢化や核家族化が急速に進み、社会環境が変化していく中で、相談内容は多様化し件数も多いため、今後もその役割と機能は必要である。しかし、10年以上をかけて行った事業の割には本事業に対する市民の認知度が上がったとは言えず、子育てや障がい者に関する相談が少ないなど相談内容にも偏りがある上、相談が確実にそれぞれの機関へつながれたのか見えにくく、当初の目的を達成したとは思えない。また、委託料が一律にも関わらず、各センターでの対応や相談員の活動にばらつきが見られることは問題である。今後は、市内全域で均一的な総合相談支援がされるよう各センターに専任の相談員を配置することはもちろん、業務委託するのか直営で行うのか、また、委託金額の妥当性についても市が主導して検討すべきである。</p> <p>相談窓口については、委託先の窓口へ行っても、センターがどこにあるのかわかりづらく、各センターで活動している相談員の顔も知らないのが現状である。案内表示や看板等の設置を初め、広報紙やホームページ等も活用し、相談したい時に誰でも気軽に行くことができるよう市民への情報提供や周知に努めると共に、市民にとって身近で相談しやすい場所となるよう、支所や公共施設の在り方も含めた協議が求められる。</p> <p>新事業に移行する際は、改善すべき点や引き継ぐ部分、強化する部分を洗い直し、事業の名称が変わっても、子育てや障がい者、高齢者等、福祉全般の相談窓口として機能するよう関係課との連携を図る必要がある。</p>		